

No.	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
1	災害見舞金	被災された世帯 (床上浸水以上)	被害の程度に応じて災害見舞金を交付する ※手続き不要。町の調査により対象者に支給	罹災証明書(写)	総務課 0173-74-2112
2	被災者生活再建支援金	全壊世帯 大規模半壊世帯 中規模半壊世帯	中規模半壊以上の世帯へ支援金(住宅補修等含む)を支給する	支援金支給申請書 罹災証明書(原本) ほか	総務課 0173-74-2112
3	住宅の応急修理 ※申請期限： 令和4年12月28日(水)	半壊等の損害を受け、現に避難生活を送っている方	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を県または町が応急的に修理する	罹災証明書(写) 修理前・中・後の写真 ほか	福祉課 0173-74-2117
4	災害援護資金の貸付	半壊以上	生活の再建に必要な資金を被害の大きさや所得状況に応じて貸付け	罹災証明書(写)	福祉課 0173-74-2117
5	生活福祉資金制度による貸付	被災された方で、災害援護資金の対象外の方	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、住宅の補修、保全、改修等に必要な経費の貸付け	担当機関へ ご確認下さい	深浦町社会福祉協議会 0173-74-3111
6	証明手数料等の免除	被災された方	災害に伴う生活再建等のために必要な住民票・所得証明書等の手数料を免除	罹災証明書(写)	町民課 0173-74-2115
7	国民年金保険料の免除	住宅、家財その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた方	被害程度や保険金・損害賠償金の程度により、国民年金保険料を免除 免除が承認される期間： 令和4年7月分から令和6年6月分	罹災証明書(写) ほか	町民課 0173-74-2115
8	町民税、国保税の減免	住宅、家財その他の財産について、おおむね3/10以上の損害を受けた方	被害程度や所得状況等により減免	減免申請書 罹災証明書(写) ほか	税務会計課 0173-74-2114

No.	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
9	固定資産税の減免	中規模半壊以上	被害程度や所得状況等により減免	減免申請書 罹災証明書(写) ほか	税務会計課 0173-74-2114
10	所得税の軽減(確定申告)	被災された方	災害によって受けた損害については、雑損控除の適用を受けることができる	担当機関へ ご確認下さい	五所川原税務署 0173-34-3136
11	所得税等の納税の猶予	被災された方	所得税及び復興特別所得税や法人税の納税猶予	担当機関へ ご確認下さい	五所川原税務署 0173-34-3136
12	県税の減税	被災された方	被災の程度により、個人事業税、不動産取得税等の減免を受けることができる	担当機関へ ご確認下さい	青森県西北地域県民局県税部 0173-34-3141
13	県税の納期限の延長及び徴収猶予	被災された方	県税の一部を納付できない方に対する徴収の猶予	担当機関へ ご確認下さい	青森県西北地域県民局県税部 0173-34-3141
14	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	資産に重大な損害を受けた方	被害程度や所得状況等、一定の基準を満たした場合に保険料の減免・徴収の猶予を受けることができる	罹災証明書(写) ほか	福祉課 0173-74-2117
15	介護保険料の徴収猶予及び減免	中規模半壊以上	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に保険料の減免徴収を猶予・減免	罹災証明書(写) ほか	福祉課 0173-74-2117
16	介護サービス利用料の減免	中規模半壊以上	介護保険サービスの利用者で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に介護サービス利用料を減免	罹災証明書(写) ほか	福祉課 0173-74-2117
17	東北電力電気料金などの特別措置	被災された方	電気料金の支払期日の延伸、不使用月の電気料金の免除、工事費の免除など	担当機関へ ご確認下さい	東北電力カスタマーセンター 0120-066-774

No.	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
18	NHK放送受信料の免除	半壊、床上浸水以上	令和4年8月から9月まで(2か月間)、被害を受けた建物の放送受信料を免除	免除申請書 罹災証明書(写)	NHK青森放送局 017-774-5116
19	保育料の減免	家屋等財産が著しく損失を受けた方	被害程度により全額又は半額免除 ・家屋全壊または半壊 ・借家家財焼失又は滅失	減免申請書 罹災証明書(写) ほか	福祉課 0173-74-2117
20	教科書等の再給与	住宅の全壊・半壊・床上浸水	住宅の全壊・半壊・床上浸水により教科書及び学用品の喪失もしくは損傷した児童生徒に再給与	罹災証明書(写)	教育委員会 0173-74-4419
21	就学援助	小中学校児童生徒で被災により経済的に困窮し就学に支障がある場合	学用品費、学校給食費、修学旅行費等を支援	罹災証明書(写)	教育委員会 0173-74-4419
22	児童扶養手当の特別措置	住宅または家財などの財産について被害額がおおむね1/2以上の損害を受けた方	児童扶養手当の受給資格者であり、所得制限により支給が停止されている方について、所得制限の特例措置を講じる	罹災証明書(写) ほか	福祉課 0173-74-2117
23	母子父子寡婦福祉資金貸付金	被災された母子家庭、父子家庭及び寡婦	経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付け。災害により被災した家庭に対して償還金の支払い猶予などの特別措置を講じる	担当機関へ ご確認下さい	西北地方福祉事務所 0173-35-2156
24	高等学校授業料等減免措置	被災された方	授業料等の納付が著しく困難と認められる場合、授業料等の徴収猶予又は減額、免除	担当機関へ ご確認下さい	在学する高校

No.	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
25	青森県国公立高校生等奨学のための給付金	被災された方	家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置の受給権者であり、保護者の住民税所得割が非課税相当(家計急変世帯を含む)である方に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付	担当機関へご確認下さい	在学する高校 ※県外の高校に在学する場合は、青森県教育庁学校施設課 017-734-9873
26	JASSO災害支援金 [(独)日本学生支援機構]	半壊以上 又は床上浸水	次のすべてに該当する方に対し、支援金(10万円)を支給 ①日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の方 ②学生本人やその生活維持者が現に住んでいる家が、半壊以上、床上浸水となった方 ③学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める方	担当機関へご確認下さい	在学する学校
27	町経営安定化サポート資金「災害枠」特別保証料補助金	被災された町内事業者 (町内に法人登録した法人、町内に住所のある個人)	資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助 限度額3,000万円 期間10年(据置2年)以内利率0.9%(3年以降1.1%)保証料0.45%~1.90% 補助率町全額	罹災届出証明書(写)	観光課 0173-74-4412

No.	項目	対象となる方	支援内容	必要書類等	担当課・機関
28	農林漁業セーフティネット資金	被災された主業農業者等	<p>農林漁業経営の再建に必要な資金(経営再建費、収入減補てん費等)の貸付け</p> <p>借入限度額：600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12)</p> <p>借入利率：0.25～0.55%</p> <p>償還期限：15年以内(据置期間3年以内)</p>	<p>担当機関へ ご確認下さい</p>	<p>青森県農林水産部 団体経営改善課 017-734-9459</p> <p>日本政策金融公庫 青森支店農林水産事業 017-777-4211</p>
29	農林漁業施設資金 (災害復旧)	被災された農業者等	<p>次に該当する費用への貸付け</p> <p>①被災した農舎、畜舎施設等、農機具及び運搬用器具の復旧</p> <p>②果樹の改植又は補植費用</p> <p>借入限度額：負担額の80%または1施設当たり300万円のいずれか低い額</p> <p>借入利率：0.25～0.60%</p> <p>償還期限：</p> <p>①15年以内(据置期間3年以内)</p> <p>②25年以内(据置期間10年以内)</p>		